

2月定例市長記者会見案件（16日開催）

- ① 3月市議会定例会 提出議案について
 - ・令和4年度3月補正予算案の概要 (財政課)
 - ・令和5年3月市議会定例会提出議案の概要（事件決議及び条例） (総) 総務課
- ② つながりよりそう山形プロジェクト（孤独・孤立対策）におけるプラットフォームの設置・LINE相談の実施について (生活福祉課)
- ③ 「証明書郵送交付オンライン申請サービス」の運用開始について (情報企画課)
- ④ 「山形市手続きガイド」の本格運用開始について (同上)
- ⑤ 東日本大震災十二周年 追悼・復興祈願式の開催について (防災対策課)
- ⑥ 山形市のマスク着用の考え方等について (同上)

〈添付資料〉

- ① 3月市議会定例会 提出議案について
 - ・令和4年度3月補正予算案総括表 (財政課)
 - ・令和5年3月市議会定例会提出議案の概要（事件決議及び条例） (総) 総務課
- ② つながりよりそう山形プロジェクト（孤独・孤立対策）におけるプラットフォームの設置・LINE相談の実施について (生活福祉課)
- ③ 「証明書郵送交付オンライン申請サービス」の運用開始について (情報企画課)
- ④ 「山形市手続きガイド」の本格運用開始について (同上)
- ⑤ 東日本大震災十二周年 追悼・復興祈願式の開催について (防災対策課)
- ⑥ 山形市のマスク着用の考え方等について (同上)

〈資料のみ〉

- ・蔵王温泉スキー場 市民Welcome 半額キャンペーン第2弾の実施について (観光戦略課)
- ・やまがたMaaS「らくのる」のサービスを開始しました (再周知) (企画調整課交通政策室)
- ・令和4年度 第13回城下町やまがた雛まつり (山形ブランド推進課)

次回	3月定例記者会見	3月23日(木) 11:00~
次々回	4月定例記者会見(予定)	4月25日(火) 14:00~

令和4年度3月補正予算案総括表

令和5年2月16日
市長記者会見資料

(単位:千円)

一般会計予算総額 (補正後 対前年同期 116,134,957 122,947,272 比率 94.5%)	3,585,384	特定財源	1,920,155	一般財源	1,665,229
1 国補正予算への対応	994,801	1 国庫支出金	975,607	1 市税	△210,000
道の駅整備事業	43,800	(1) 国補正予算への対応	470,405	法人市民税	△360,000
出産・子育て応援事業	2,145	防災・安全交付金	280,847	(補正前 2,942,445 → 補正後 2,582,445)	
介護サービス基盤整備事業	2,101	出産・子育て応援交付金	2,000	市たばこ税	150,000
社会福祉施設等施設整備事業	45,962	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	2,101	(補正前 1,330,793 → 補正後 1,480,793)	
担い手確保・経営強化支援事業費補助金	30,000	社会福祉施設等施設整備事業費補助金	30,641		
地籍調査事業	14,280	地方道事業費補助金	7,700		
スマートインターチェンジ整備事業	94,000	都市構造再編集中支援事業費補助金	15,000		
七日町第6ブロック北御殿般整備事業	30,000	道路メンテナンス事業費補助金	96,085		
道路・橋りょう新設改良事業	364,453	学校施設環境改善交付金	36,031		
橋りょう長寿命化事業	136,000	(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	31,000	2 法人事業税交付金	△60,000
自転車ネットワーク路線整備事業	20,200	インバウンド誘客推進強化事業	31,000	法人事業税交付金	△60,000
消雪設備更新事業	4,142	(3) その他	474,202	(補正前 580,000 → 補正後 520,000)	
道路トンネル長寿命化事業	3,700	感染症予防事業費等負担金	66,640		
アンダーパス冠水対策事業	31,000	感染症医療費負担金	58,685		
大型カルバート長寿命化事業	38,700	施設型給付費等負担金	189,027		
小学校校舎・屋内運動場大規模改造等事業	77,968	社会資本整備総合交付金	49,148		
(鶴山小学校軒天落下防止・外壁改修工事)	45,000	学校施設環境改善交付金	110,702		
第九中学校校舎増築等事業	2,700	2 県支出金	21,846		
急傾斜地崩壊対策事業費負担金	5,500	(1) 国補正予算への対応	39,960		
農業用ため池改修事業費負担金	3,150	担い手確保・経営強化支援事業費補助金	30,000		
都市計画街路事業費負担金	570,575	地籍調査事業費負担金	9,960		
2 国交付金(当初分)追加内示への対応	570,575	(2) その他	△18,114		
市営住宅長寿命化事業(飯田住宅C棟外壁屋根改修工事)	109,219	保健所業務提供体制確保支援事業費補助金	3,676		
西山形小学校校舎等改築事業(グラウンド外構工事)	147,200	施設型給付費等負担金	△30,242		
小中学校校舎・屋内運動場大規模改造等事業(トイレ改修事業)	314,156	施設型給付費等補助金	△10,336		
3 コロナ禍からの需要回復に対応した地域活性化対策	54,255	市町村総合交付金(生活交通確保対策事業)	16,176		
インバウンド誘客推進強化事業	54,255	農地利用最適化交付金	2,612		
4 新型コロナウイルス感染症対策	222,727	3 負担金	△3,275		
感染症対策経費(PCR検査費用、入院費等)	222,727	民間立保育所保育料負担金	△3,275		
5 健やかな子どもの育成	98,313				
民間立保育所運営委託料	150,423				
施設型給付費	△42,635				
地域型保育給付費	△9,475				
6 ふるさと納税寄附金	2,330,000				
ふるさと納税寄附金	2,330,000				
(補正前 2,000,000 → 補正後 4,330,000)					
5 財産収入	△95,569				
土地建物売却収入	△95,569				
(補正前 170,550 → 補正後 74,981)					

7 繰入金 △881,155

財政調整基金繰入金 △763,669

(補正前 2,490,543 → 補正後 1,726,874)

駐車場事業会計繰入金 △117,486

(補正前 276,338 → 補正後 158,852)

【債務負担行為】
[追加]

事 項	期 間	限 度 額
仮称道の駅やまがた蔵王整備運営事業	令和5年度から令和20年度まで	1,800,487千円に物価変動による増減額を加えた額
出産・子育て応援事業	令和4年度から令和5年度まで	7,172千円
銚川にとぶさ荘設備改修事業	令和4年度から令和5年度まで	7,306千円

【変更】

事 項	期 間	限 度 額
東消防署蔵王温泉出張所整備事業(用地取得及び造成)	令和4年度から令和5年度まで	整備用地6,000㎡を取得した金額及び備置整備に要する造成工事費等に利率等を加えた額
東消防署蔵王温泉出張所整備事業(用地取得及び造成)	令和4年度から令和5年度まで	整備用地8,296㎡を取得した金額及び備置整備に要する造成工事費等に利率等を加えた額

【廃止】

事 項	期 間	限 度 額
仮称道の駅蔵王整備運営事業	令和3年度から令和20年度まで	2,289,827千円に物価変動による増減額を加えた額

4 寄附金 48,665

企業版ふるさと納税寄附金 17,000

災害対策寄附金 300

企画総務費寄附金 10,400

社会福祉費寄附金 20,965

5 諸収入 65,312

放課後児童クラブ運営業務委託料返還金 65,312

6 市債 812,000

道の駅整備事業債 19,700

障がい福祉施設整備事業債 16,200

道路橋りょう整備事業債 331,400

都市計画画街路事業債 18,100

小学校校舎改善事業債 104,100

小学校建物大規模改造事業債 64,100

中学校校舎改善事業債 35,100

土砂災害対策事業債 2,700

農業生産基盤整備事業債 5,500

公営住宅建設事業債 60,000

中学校建物大規模改造事業債 145,800

地方道等整備事業債 9,300

老人福祉施設整備事業債 △4,500

介護サービス基盤整備事業債 4,500

【繰越明許費】
[追加]

一般会計 繰越限度額

事業数 4,144,294

うち 国の補正予算対応 17事業 4,144,294

繰越限度額 1,408,992

【変更】

一般会計 繰越限度額

事業数 265,019

うち 国の補正予算対応 265,019

繰越限度額 30,000

6 地域経済の活性化 22,580

事業構想プロジェクト研究事業 17,420

産城公園プロジェクト推進事業 5,160

7 山形ブランドの浸透と交流の拡大 1,287,370

ふるさと納税推進事業 1,287,370

8 都市の活動を支える基盤整備 81,596

生活/バス路線維持費補助金 70,700

道路整備事業費負担金 10,896

9 環境保全 △60,073

山形広域環境事務組合負担金 △69,061

廃棄物処理施設等整備事業費負担金 8,988

10 積立金 252,534

財政調整基金積立金 2,100

市民活動支援基金積立金 10,400

地域福祉基金積立金 240,034

11 その他 60,706

人材費(農地利用最適化推進委員報酬) 2,612

女子スキージャンプワールドカップ蔵王大会実行委員会負担金 7,245

中央公民館管理費負担金(光熱水費等かかり増し分) 6,632

国及び県支出金返還金(放課後児童健全育成事業) 44,217

【会計別総括】

一 般 会 計	補正前	補正額	補正後
駐車場事業会計	112,549,573	3,585,384	116,134,957
その他の特別会計	544,711	△117,486	427,225
公共下水道事業会計	50,803,237	-	50,803,237
その他の企業会計	17,212,989	306,904	17,519,893
全 会 計	207,074,214	3,774,802	210,849,016
対前年同期		比率	97.3%

令和5年3月市議会定例会提出議案の概要（事件決議及び条例）

議第17号 市道路線の認定について

道路法第8条の規定により、14路線について市道に認定し、維持管理しようとするものです。

議第18号 市道路線の廃止について

道路法第10条の規定により、1路線の市道を廃止しようとするものです。

議第19号 市道路線の変更について

道路法第10条の規定により、1路線の市道を変更しようとするものです。

議第20号 包括外部監査契約の締結について

令和5年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議決を求めようとするものです。

議第21号 山形市特定空家等緊急措置条例の設定について

危険な状態が発生している特定空家等について、その危険を回避するための緊急な措置を実施できるようにするものです。

議第22号 山形市印鑑条例及び山形市手数料条例の一部改正について

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、証明書交付サービスにおける印鑑登録証明書の交付申請及び証明書等の交付手数料の減額について規定の整備をしようとするものです。

議第23号 山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について

指定管理者の候補者の選定等について調査審議する附属機関を設置しようとするものです。

議第24号 山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

個人番号の利用及び特定個人情報の庁内連携が可能な事務を追加するとともに、規定の整備を行おうとするものです。

議第25号 山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

農地利用最適化推進委員の活動の更なる活性化を図るため、同委員に支給する報酬加算額の上限を変更しようとするものです。

議第26号 山形市手数料条例の一部改正について

建築基準法等の改正に伴い、新たな申請手数料の設定等を行おうとするものです。

議第27号 山形市福祉医療給付金支給条例の一部改正について

入院療養に係るこども医療給付金の支給対象者の範囲を18歳までに拡大しようとするものです。

議第28号 山形市児童遊園条例の一部改正について

児童遊園の廃止及び名称の変更を行おうとするものです。

議第29号 山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

厚生労働省令の改正に伴い、家庭的保育事業等の運営等に関する基準について所要の改正を行おうとするものです。

議第30号 山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

内閣府令の改正に伴い、特定教育・保育施設等の運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものです。

議第31号 山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の運営等に関する基準について所要の改正を行おうとするものです。

議第32号 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

厚生労働省令の改正に伴い、児童福祉施設の運営等に関する基準について所要の改正を行おうとするものです。

議第33号 山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

厚生労働省令の改正に伴い、指定通所支援の事業等の運営等に関する基準について所要の改正を行おうとするものです。

議第34号 山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

内閣府・文部科学省・厚生労働省告示の改正に伴い、認定こども園の運営等に関する基準について所要の改正を行おうとするものです。

議第35号 山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

内閣府・文部科学省・厚生労働省令の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の運営等に関する基準について所要の改正を行おうとするものです。

議第36号 山形市国民健康保険条例の一部改正について

健康保険法施行令等の改正にあわせ、国民健康保険の被保険者が出産した場合の出産育児一時金の額を引き上げようとするものです。

議第37号 山形市営住宅条例の一部改正について

60歳未満の単身者が入居できるよう、市営住宅への入居要件を緩和しようとするものです。

議第38号 山形市立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部改正について

南沼原小学校及び西山形小学校の校舎の改築に伴い、それらの学校の特別教室の一部を市民に開放しようとするものです。

つながりよりそう山形プロジェクト（孤独・孤立対策）における プラットフォームの設置・LINE相談の実施について

山形市では、孤独・孤立に関する悩み事をSNS等で打ち明けられる場を創出することで、支援を必要とする方を早期に発見し、対応する「つながりよりそう山形プロジェクト」を開始し、先般ニーズなどを把握するWEBアンケート調査を実施した。

その結果をもとに、プラットフォームを設置して対応方法を協議し、LINEを活用した相談を実施する。

1 孤独・孤立に関するアンケートの結果について

(1) 調査の方法・実施期間

WEB投稿により、令和4年11月19日から令和4年12月16日まで実施。

(2) 調査結果の概要

ア 回答者数：2,583人（うち山形市民2,001人）

イ 属性：男性1,046人・女性1,477人

ウ 年齢構成

年齢（歳）	人数	%
15～19	1,046	40.5%
20～29	167	6.5%
30～39	246	9.5%
40～49	411	15.9%
50～59	409	15.8%
60～	304	11.8%
総計	2,583	100.0%

エ 主な回答結果（詳細は別紙参照）

- ・どの程度、孤独であると感じることがあるか。
「たまにある」「時々ある」「しばしばある・常にある」：45.9%
…年代別にみると、20歳～29歳で60.5%、30歳～39歳で55.7%の順で高くなっている。
- ・孤独・孤立を感じるきっかけとなった出来事は何か（複数回答）。
「人間関係がうまくいかなかったこと」：37.6%
「職場になじめなかったこと」：12.0%
- ・孤独・孤立のきっかけを防ぐためにどんなものが必要か（複数回答）。
「安心して行くことができる場所」：49.7%
「SNS（LINEなど）を利用して相談できる窓口」：37.9%

2 山形市つながりよりそうプラットフォームの設置

(1) 目的

孤独・孤立に悩む方々に各種の支援策が着実に届くよう、住民に身近な存在であるNPO等の関係団体との連携を強化し、本市における孤独・孤立対策を充実させることを目的とする。

(2) 設置日 令和5年2月14日(火)

(3) 参加団体

種別	団体名	主な活動内容等
NPO 団体	発達支援研究センター	誰もが安心して生活できる環境づくりを目指して、不登校やひきこもりなど、社会参加に困難を有する子ども・若者やその家族を支援
	クローバーの会@やまがた	
	プチュナイテッドアスリートクラブ	
支援団体	山形市社会福祉協議会	ひきこもり生活者支援、生活困窮者支援等の福祉的な支援
労働 関係	山形労働局	総合労働相談、就労支援
	山形商工会議所(山形市雇用対策協議会)	会員企業の雇用対策
	一般社団法人山形勤労者福祉サービスセンター	中小企業の労働者等の福利厚生
行政	山形市(保健所(健康増進課)、生活福祉課、長寿支援課、こども家庭支援課、雇用創出課、教育委員会(学校教育課、社会教育青少年課))	

※ アドバイザーとして、試行的事業を実施することとなった認定NPO法人フローレンス及び認定NPO法人D×Pが参加

(4) 会議の内容

- ・榊原毅内閣官房孤独・孤立対策担当室次長兼内閣府大臣官房審議官(経済財政運営担当・経済社会システム担当)による国の事業説明
- ・孤独・孤立に関するWEBアンケート結果の報告
- ・つながりよりそいチャット(LINE相談)[試行的事業]の実施に係る協議

<認定NPO法人フローレンス>

所在地:東京都千代田区神田神保町一丁目14番地1 KDK神保町ビル3階

法人概要:「親子の笑顔をさまたげる社会問題を解決すること」をミッションとして幅広く活動

<認定NPO法人^{ディービー}D×P>

所在地:大阪府中央区天満橋京町1-27 ファラン天満橋33号室

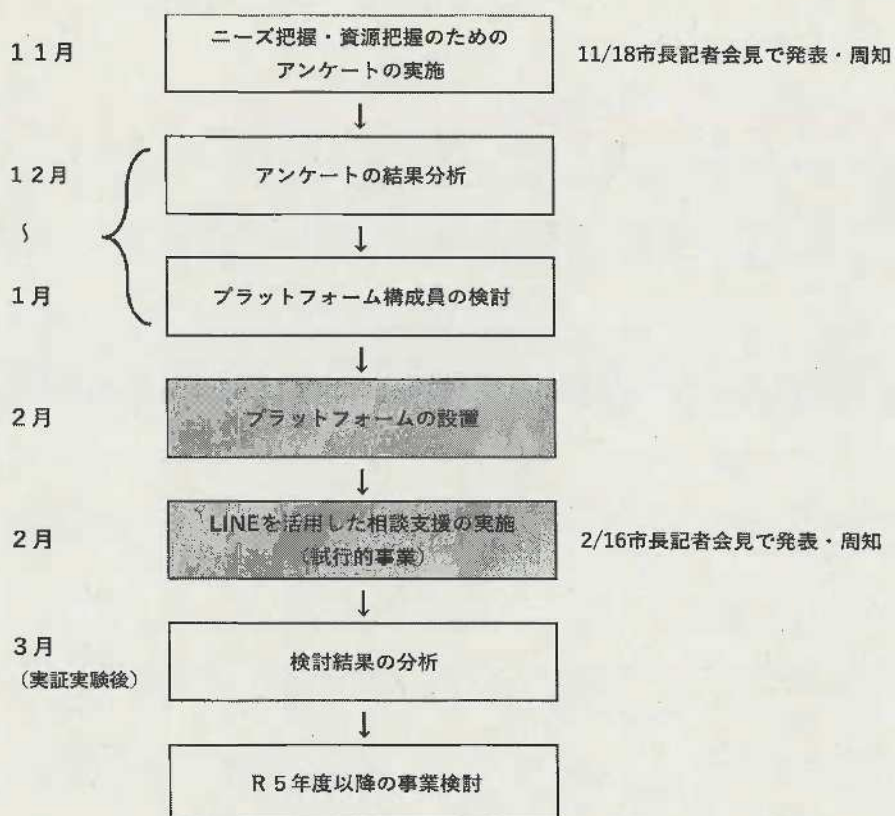
法人概要:ひとりひとりの若者が自分の未来に希望を持てる社会を目指し、「10代の孤立」の解消に取り組む

3 つながりよりそいチャット（LINE相談）の実施

LINEを活用し、孤独・孤立に関する悩みを抱える市民からの相談を受け付ける。なお、子育て世帯の孤立感や悩みごとの解消に成果を挙げているおやこよりそいチャットと同様の仕組みで実施する。

- (1) 事業名称 つながりよりそいチャット
- (2) 対象者 山形市に在住・在勤・在学している方で孤独・孤立に悩みを抱えている方
- (3) 実施期間 令和5年2月16日（木）～同月27日（月） 平日の18時～21時
※ この時間以降に寄せられた相談は、翌営業日に対応し、いただいた相談が期間中に終了しなかった場合には、令和5年2月28日（火）まで相談対応を継続する。
- (4) 相談体制 フローレンスがD×Pの協力を得て実施する。
- (5) 周知 市公式ホームページ、市公式LINE、ポスティングなどで周知する。

4 スケジュール



(参考)

「おやこよりそいチャット」実施状況

- ・友だち登録件数：1, 141件（R4. 12月末現在）
- ・LINEやりとり件数：8, 826件
人数：4, 807人
- ・宅食利用件数：141世帯 104件（R4. 12月末現在）

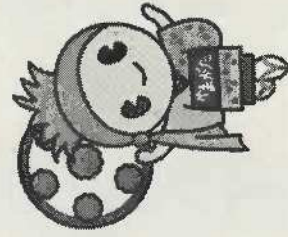
問い合わせ先
福祉推進部生活福祉課企画係
TEL 023-641-1212 内595

山形市



つながりよりそう山形プロジェクト

孤独・孤立に関するWEBアンケート 集計結果



令和4年11月19日～令和4年12月16日実施

山形市



つながりよりそう山形プロジェクト

孤独・孤立に関する WEBアンケート

所要時間
3分程度

あなたの声をお聞かせください

日頃より、山形市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
長引くコロナ禍の影響により、全国的に孤独・孤立の問題が社会問題として
一層深刻化しております。

山形市では、孤独・孤立を感じている方々の実態を把握し、今後の支援に
つなげていくため、WEBアンケートを実施します。



スマートフォンのカメラを
かざしてください。
WEBアンケート回答用
サイトにつながります



URL : <https://survey-z.com/wix/5-9/p/2052312587.aspx>

WEBアンケート受付期間

2022年11月19日～2022年12月16日

【ご回答にあたってのご留意事項】

- ・ 回答は、お1人につき1回として頂きますようお願いいたします。
- ・ アンケートは匿名で回答いただけますので、個人情報特定されることはありません。



特別や年譜登録制あり、多くの市民のみならずからのご回答をお待ちしております。
ご協力よろしくお願いたします。

お問い合わせ：山形市福祉推進部生活福祉課 023-641-1212 (内線595)
(平日 9:00～17:00)

Q1. あなたの性別をお答えください。

	人数	%
男性	1,046	40.5%
女性	1,477	57.2%
その他(どちらともいえない・わからない・答えたくない)	60	2.3%
合計	2,583	100.0%

Q2. あなたの年齢をお答えください。

年齢(歳)	人数	%
15~19	1,046	40.5%
20~29	167	6.5%
30~39	246	9.5%
40~49	411	15.9%
50~59	409	15.8%
60~	304	11.8%
総計	2,583	100.0%

Q3.あなたがお住まいの地域をお答えください。

	人数	%
山形市内	2,001	77.5%
山形県内（山形市外）	552	21.4%
山形県外	30	1.2%
合計	2,583	100.0%

Q4.現在、あなたと同居している方を選択してください。(複数回答)

	人数	%
父	1,031	39.9%
母	1,284	49.7%
兄	194	7.5%
弟	289	11.2%
姉	198	7.7%
妹	306	11.8%
祖父	265	10.3%
祖母	353	13.7%
配偶者	961	37.2%
子	718	27.8%
その他の人	80	3.1%
同居家族(はいない) (単身世帯)	328	12.7%
合計	2,583	100.0%

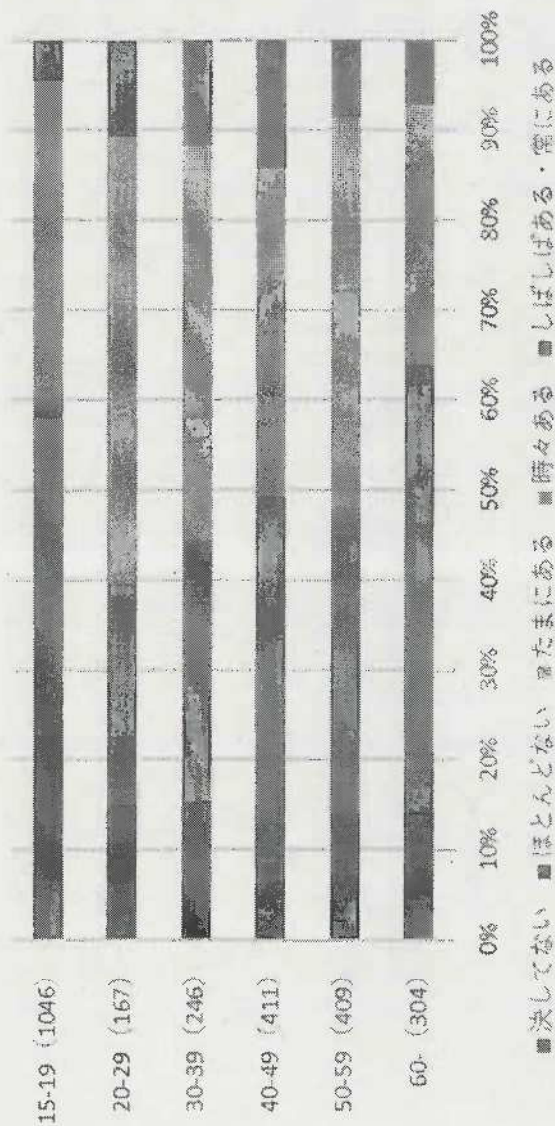
Q5.あなたの現在の仕事を教えてください。

	人数	%
正社員	751	29.1%
契約社員	83	3.2%
派遣社員	26	1.0%
パート・アルバイト	227	8.8%
自営業・自由業	80	3.1%
家事専業	118	4.6%
その他の就業形態で働いている	31	1.2%
派遣会社などに登録しているが現在には働いていない	3	0.1%
無職	169	6.2%
中学生	3	0.1%
高校生	923	35.7%
専門学校生	4	0.2%
高等専門学校・短期大学生	2	0.1%
4年制大学・大学院生	144	5.6%
その他	29	1.1%
合計	2,583	100.0%

Q6. あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

	人数	%
決してない	455	17.6%
ほとんどない	943	36.5%
たまにある	669	25.9%
時々ある	305	11.8%
しばしばある・常にある	211	8.2%
合計	2,583	100.0%

Q6.あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。



	決してない	ほとんどない	たまにある	時々ある	しばしばある・常に
15-19 (1046)	22.8	37.5	23.8	11.3	4.6
20-29 (167)	15	24.6	31.1	18.6	10.8
30-39 (246)	15.4	28.9	29.3	14.6	11.8
40-49 (411)	12.9	36.3	24.1	12.4	14.4
50-59 (409)	13.9	34	31.5	12	8.6
60- (304)	14.1	49.7	22.4	6.6	7.2

Q7.あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。

	人数	%
決してない	527	20.4%
ほとんどない	932	36.1%
時々ある	864	33.4%
常にある	260	10.1%
合計	2,583	100.0%

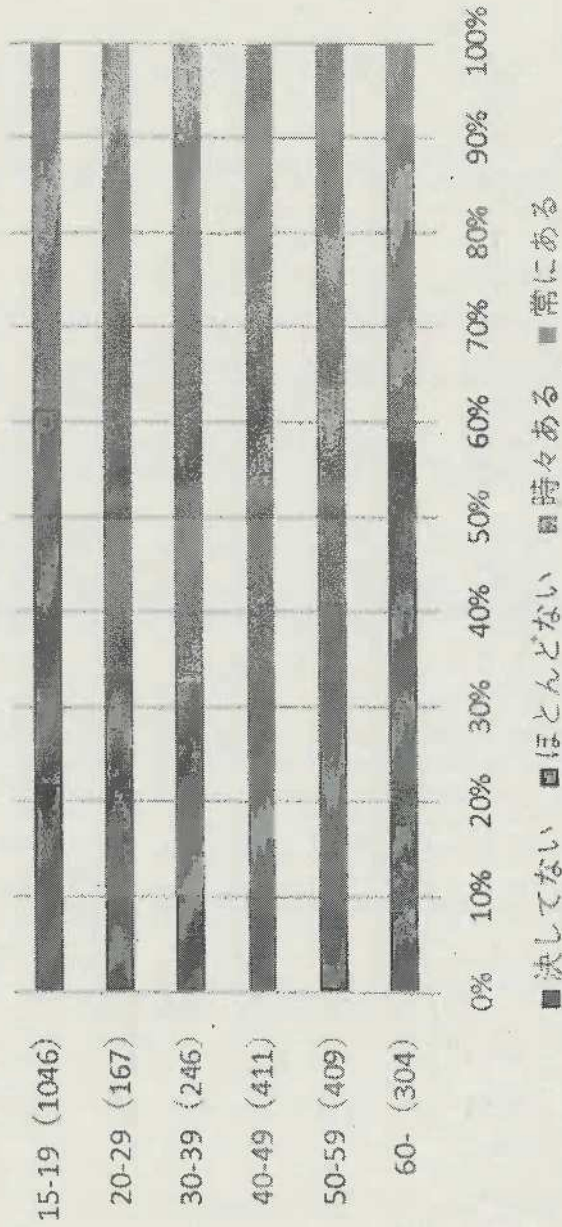
Q8.あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。

	人数	%
決してない	556	21.5%
ほとんどない	1,047	40.5%
時々ある	780	30.2%
常にある	200	7.7%
合計	2,583	100.0%

Q9.あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

	人数	%
決してない	545	21.1%
ほとんどない	1,093	42.3%
時々ある	749	29.0%
常にある	196	7.6%
合計	2,583	100.0%

年代別×孤独（間接質問） …… Q7～9



	決してない	ほとんどない	時々ある	常にある
15-19 (1046)	21.8	39.4	34.0	4.8
20-29 (167)	9.6	24.0	52.1	14.4
30-39 (246)	10.2	22.4	48.4	19.1
40-49 (411)	8.0	26.0	48.2	17.8
50-59 (409)	8.8	32.0	43.3	15.9
60- (304)	8.6	49.3	33.6	8.6

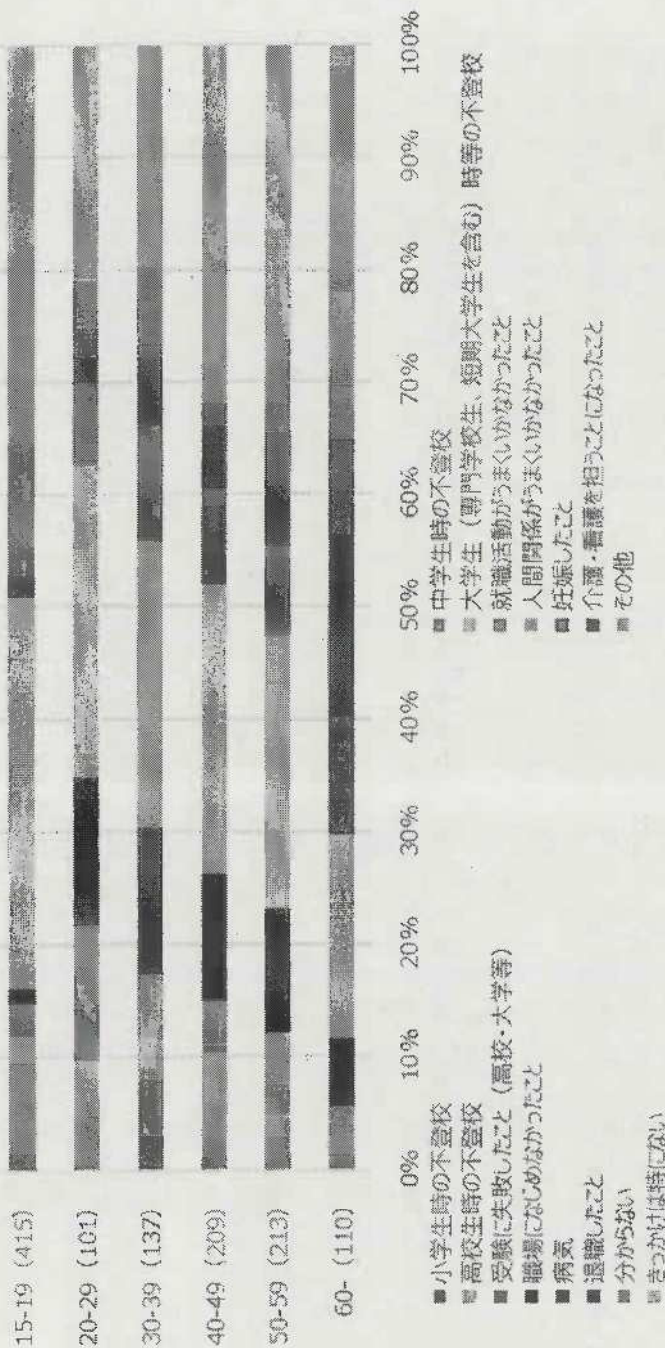
(注) 内閣官房と同様、Q7～9の3設問それぞれへの回答について、「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点としてスコア化し、その合計スコアについて「10～12点」（常にある）、「7～9点」（時々ある）、「4～6点」（ほとんどない）、「3点」（決してない）の4区分に整理している。

Q10. (Q6~9について「たまたまにある」「時々ある」「常にある」「しばしばある・常にある」とこ回答した人について) そのように感じるきっかけとなった出来事は何ですか。

(複数回答)

	人数	%
小学生時の不登校	43	2.7%
中学生時の不登校	91	5.8%
高校生時の不登校	42	2.7%
大学生 (専門学校生、短期大学生を含む) 時等の不登校	17	1.1%
受験に失敗したこと (高校・大学等)	52	3.3%
就職活動がうまくいかなかったこと	75	4.8%
職場になじめなかったこと	190	12.0%
人間関係がうまくいかなかったこと	593	37.6%
病気	90	5.7%
妊娠したこと	40	2.5%
退職したこと	110	7.0%
介護・看護を担うことになったこと	46	2.9%
分からない	184	11.7%
その他	224	14.2%
きっかけは特にない	462	29.3%
合計	1,578	100.0%

Q10. (Q6~9について「たまたまにある」「時々ある」「常にある」「しばしばある・常にある」とご回答した人について) そのように感じるきっかけとなった出来事は何か。(複数回答)



	小学生時の不登校	中学生時の不登校	高校生の不登校	大学生 (専門高校生、短期大学生を含む) 時等の不登校	受験に失敗したこと (高校・大学等)	就職活動がうまくいかなかったこと	職場に馴染めなかったこと	人間関係がうまくいかなかったこと	妊娠したこと	退職したこと	介護・看護を担うことになったこと	分らない	その他	きっかけは特にない	
15-19 (415)	1.6	7.9	2.2	0.2	2.8	0.0	1.4	34.7	1.8	0.0	0.2	0.0	14.9	6.1	26.1
20-29 (101)	0.6	4.2	1.8	3.0	4.8	7.2	13.3	27.7	0.6	6.6	2.4	0.0	6.6	8.4	12.7
30-39 (137)	3.1	5.0	2.3	1.2	1.2	4.6	13.1	25.4	5.0	5.4	6.2	1.2	6.9	11.5	8.1
40-49 (209)	2.8	3.3	3.3	0.8	0.8	3.9	11.4	25.8	6.9	1.4	5.8	1.9	3.6	16.1	12.2
50-59 (213)	1.5	1.5	1.5	0.3	2.7	4.5	11.2	24.2	6.9	0.9	5.4	4.8	6.3	11.8	16.3
60- (110)	1.4	0.7	0.7	0.0	1.4	1.4	6.2	17.9	9.7	0.7	16.6	8.3	4.8	13.8	16.6

Q11.あなたは普段どのくらい外出しますか。

	人数	%
仕事や学校で平日は毎日外出する	1,860	72.0%
仕事や学校で週に3、4日外出する	174	6.7%
遊び等で頻繁に外出する	95	3.7%
人づきあいのためにときどき外出する	91	3.5%
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	175	6.8%
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	134	5.2%
自室からは出るが、家からは出ない	39	1.5%
自室からほとんど出ない	15	0.6%
合計	2,583	100.0%

Q12.現在の状態となつてどのくらい経ちますか。

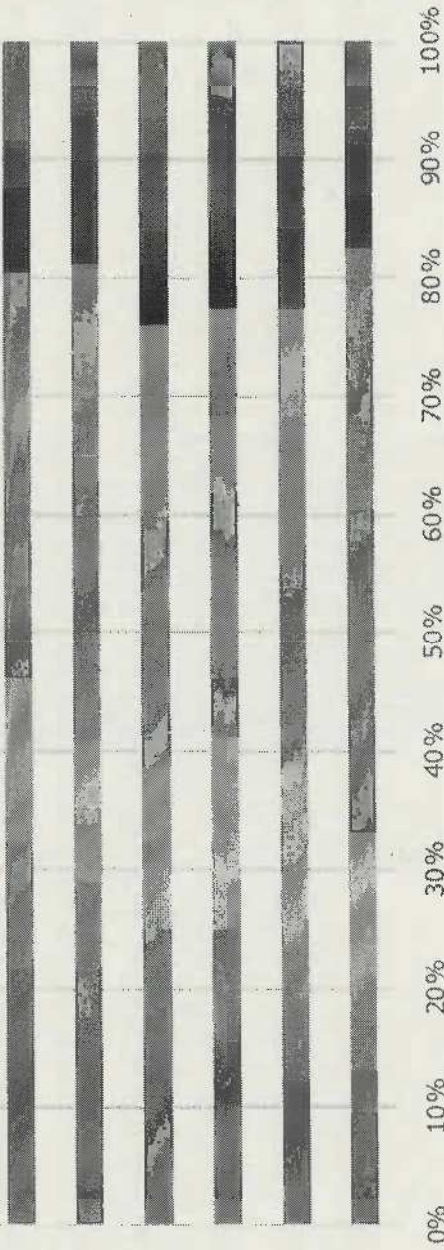
	人数	%
6か月未満	42	11.6%
6か月～1年未満	43	11.8%
1年～2年未満	47	12.9%
2年～3年未満	53	14.6%
3年～5年未満	66	18.2%
5年～7年未満	23	6.3%
7年～10年未満	17	4.7%
10年以上	72	19.8%
合計	363	100.0%

Q13.孤独・孤立のきっかけとなる悩み事が深刻化するのを防ぐためにはどんなものがあたらよいか。

(複数回答)

	人数	%
SNS (LINEなど) を利用して相談できる窓口	980	37.9%
チャットで相談できる窓口	513	19.9%
メールで相談できる窓口	432	16.7%
電話で相談できる窓口	489	18.9%
安心して行くことができる場所	1,285	49.7%
交流できる場所	937	36.3%
対人関係を練習できる場所	419	16.2%
職業訓練・資格取得支援の場	285	11.0%
その他	109	4.2%
必要ない	402	15.6%
合計	2,583	100.0%

Q13. 孤独・孤立のきっかけとなる悩み事が深刻化するのを防ぐためにはどんなものがあたらよいか。 (複数回答)



- SNS (LINEなど) を利用して相談できる窓口
- メールで相談できる窓口
- 安心して行くことができる場所
- 対人関係を練習できる場所
- その他
- 電話で相談できる窓口
- 交流できる場所
- 職業訓練・資格取得支援の場
- 必要ない

	SNS (LINEなど) を利用して相談できる窓口	メールで相談できる窓口	安心して行くことができる場所	対人関係を練習できる場所	電話で相談できる窓口	安心して行くことができる場所	交流できる場所	対人関係を練習できる場所	職業訓練・資格取得支援の場	その他	必要ない
15-19 (1046)	21.8	10.5	6.9	7.0	20.7	13.5	7.3	3.3	0.6	8.3	
20-29 (167)	17.7	11.3	6.1	5.7	24.1	16.2	8.8	3.9	1.0	5.2	
30-39 (246)	16.1	9.0	7.5	6.1	21.2	16.3	8.0	6.6	2.3	7.0	
40-49 (411)	15.5	9.6	8.1	7.9	20.9	15.4	7.8	6.7	3.3	4.7	
50-59 (409)	12.3	6.8	7.9	11.5	21.3	17.6	6.8	6.0	3.5	6.3	
60- (304)	9.7	3.4	7.7	12.3	27.5	21.9	4.6	4.3	1.3	7.4	
Total (2583)	16.7	8.8	7.4	8.4	22.0	16.0	7.2	4.9	1.9	6.9	

山形市内にお住まい・通学・お勤めをされているみなさんへ
孤独や孤立を感じていませんか？

つながりよりそいチャット

学校に居場所がない

相談できる人が
いない

仕事が
うまくいかない

毎日がつらい

いつも自分だけ
うまくいかない気がする

誰かと
つながりたい

なんだか
生きづらい



専門的な資格があるスタッフが
あなたのお気持ちや悩みをチャットでお聞きします

匿名＆
相談無料

相談はこちらから



LINE IDで検索
@733gquft

つながりよりそいチャット

山形市内にお住まい・通学・お勤めの方で
孤独や孤立を感じている方に向けたLINE相談

対応時間

令和5年 **2月16日(木)～27日(月)**
平日 18時～21時

- ※土日祝日を含め、24時間いつでもメッセージを受け付けています。
- ※年齢を問わず、ご相談できます。お気軽にLINEしてください。
- ※専門的な資格があるスタッフがLINEでお返事します。

「証明書郵送交付オンライン申請サービス」の運用開始について

1 概要

現在構築作業を進めている新基幹システム*において、行政手続きにおける利便性向上を図るため、自治体DXを推進し、「行かない窓口」、「書かない窓口」、「迷わない窓口」の実現に取り組むこととしている。

そうしたDXの利便性を市民の皆様にも実感いただけるよう、「行かない窓口」「書かない窓口」を実現するものとして、マイナンバーカードを利用し、インターネットから証明書郵送交付を申請でき、交付手数料及び郵送料をクレジット決済するオンライン申請サービスの運用を開始する。

また、マイナンバーカードのさらなる普及促進とDXを推進するサービスの利用を促進するため、当オンライン申請による各種証明書交付手数料を、窓口交付の場合と比べて1通当たり100円減額する。

* 新基幹システム：自治体の行政事務のうち、市民サービスに係る業務システムのこと。主な業務として住民記録、税、福祉等があげられる。山形市では、現行の基幹システムを全面的に刷新し、令和6年1月から稼働開始する。

2 運用開始日、交付手数料減額期間

	開始日・期間
オンライン申請開始	令和5年2月20日（月）から
交付手数料減額期間	令和5年2月20日 から 令和7年12月31日まで

3 「オンライン申請サービス」の内容

(1) スマートフォンなどから、Webサイト上で必要事項を入力することにより、次の証明書の郵送交付をオンライン申請できる。

対象の証明書等	交付手数料	
	窓口	オンライン申請
市県民税課税（所得）証明書	300円	200円
個人納税証明書	300円	200円
身分証明書	300円	200円
住民票・除票の写し	300円	200円
戸籍の附票・除票の写し	300円	200円
戸籍全部事項・個人事項証明書	450円	350円
独身証明書	300円	200円

(2) 利用にあたり必要なもの

- ①スマートフォンとマイナンバーカード認証アプリ（Graffer 電子署名アプリ）
- ②マイナンバーカード
- ③署名用電子証明書暗証番号
- ④クレジットカード

問い合わせ先
企画調整部情報企画課システム開発係
TEL023-641-1212 内883

4 利用方法

(1) 下記URL、又は山形市ホームページの暮らしの情報ページから、申請ページにアクセスする。

URL <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

[shiseijoho/it/1007056/smartshinsei.html](https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/it/1007056/smartshinsei.html)



(2) 利用したい項目を選択後、画面の説明に従い必要事項を入力

(3) マイナンバーカードによる本人確認（専用のアプリを利用）

(4) クレジットカード決済

受付確認後、申請者あて証明書を郵送

【利用イメージ】

①山形市ホームページから申請ページにアクセスする。



②入力
申請フォームに
必要事項を入力
する。

③署名
マイナンバーカ
ードを読み取る
ことで電子署名
を行う。
※1
※2

④決済
クレジットカード
情報を入力す
ると手数料等が
表示され、決済
を行う。

⑤申請
申請が完了。
証明書が後日郵
送でご自宅等に
送付される。

※1 マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォンに、専用のアプリ（Graffer 電子署名アプリ）をインストールする。

※2 パソコンから利用する場合、本人確認はスマートフォンで行う。

「山形市手続きガイド」の本格運用開始について

1 概要

山形市では、自治体DXを推進しており、その利便性を市民の皆様実感いただけるよう、令和4年10月より、インターネットから必要な手続きや持ち物と、担当窓口が確認できる「山形市手続きガイド」の運用を開始した。

先行して案内を開始した「おくやみ手続き」に加え、この度、対象を転入、転出、結婚などの際に必要な手続きに拡大し、「山形市手続きガイド」の本格運用を開始する。

2 運用開始日と追加する案内項目

本格運用開始日	追加する案内項目
令和5年2月20日（月）	「転入」、「転出」、「転居」、「結婚」、「出生」、「離婚」、「氏名変更」の際に必要な手続

※「おくやみ手続き」は、令和4年10月24日（月）から運用開始済み。

3 「山形市手続きガイド」の内容

(1) 市役所に来庁することなく、スマートフォンやパソコンなどから、質問に答えていくだけで自分に必要な各種行政手続きを確認することができる。

(2) 利用方法

①下記URL、又は山形市公式ホームページのトップページ「暮らしの情報」から、「山形市手続きガイド」のWebページにアクセスする。

山形市手続きガイドURL <https://ttzk.graffer.jp/city-yamagata-yg>



②確認したい案内項目を選択後、画面に表示される質問に対し、該当する回答を選択していくことで、必要な手続や必要な持ち物、担当窓口等を一覧で確認できる。

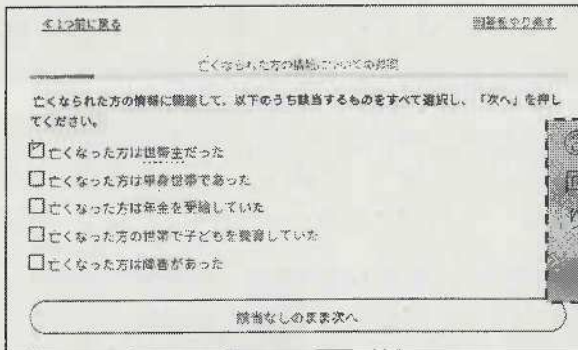
問い合わせ先
企画調整部情報企画課システム開発係
TEL023-641-1212 内883

【利用イメージ】

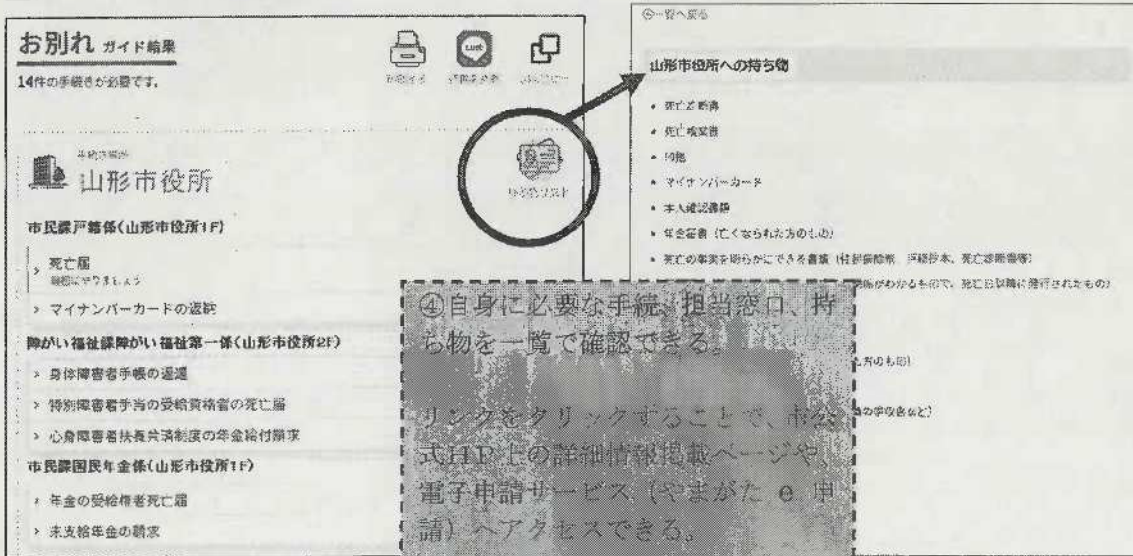


①市公式HPや広報やまがた、各種チラシに掲載するQRコード、Web検索等から「手続きガイドページ」にアクセスする。

②手続きガイドページで、確認したい案内項目を選択する。



③画面表示に従い、質問に回答する。(※回答内容により質問数・内容が変化)



④自身に必要な手続き、担当窓口、持ち物を一覧で確認できる。

リンクをクリックすることで、市公式HP上の詳細情報掲載ページや電子申請サービス(やまがたe申請)へアクセスできる。

東日本大震災十二周年 追悼・復興祈願式の開催について

1 趣旨

東日本大震災発生時、ピーク時（平成23年12月2日）には5,854名と多くの方々が山形市に避難されたが、来月で12年が経過するという今もなお、435名（令和5年2月2日現在）の方が市内で暮らしている。

こうした状況を踏まえ、山形市として、世界平和を願い制作した千年和鐘を打鐘し、犠牲者の追悼と東北の真の復興を祈願する。

2 日時 令和5年3月11日（土） 14時40分から15時10分まで

3 場所 山形市役所「千年和鐘」前

4 主催 山形市

5 参加予定者

(1) 主催

山形市

(2) 来賓（予定）

山形県知事、山形市議会議長、山形市議会副議長、山形市議会議員

(3) 一般参加

どなたでも参加できます。

6 主な内容

(1) 黙とう

発生時刻の14時46分に、市長が千年和鐘を打鐘するとともに、参加者全員で黙とうを捧げる。

(2) 主催者あいさつ 山形市長

(3) 来賓あいさつ 山形県知事、山形市議会議長

(4) 「千年和鐘」打鐘

参加者から順次、打鐘をいただく。（打鐘後は流れ解散）

7 その他

新型コロナウイルス感染防止対策（受付時、打鐘時の手指消毒の実施など）を講じ開催しますので、参加制限は設けません。

問い合わせ先

総務部防災対策課避難者支援係

TEL023-641-1212 内216

山形市のマスク着用の考え方等について

1 令和5年3月13日以降の山形市独自の対応について

(1) 職員のマスク着用について（職員課）

- ① 窓口等、不特定の方と接する業務に従事する場合はマスクを着用
- ② 「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等に努めたうえで、執務室内で業務に従事する場合は、基本的に個人の判断とする。

(2) 山形市コロナ対策宣言店に関する対応（山形ブランド推進課）

- ① 認証要件について
「従業員のマスク着用」要件の削除
- ② 事業期間について
令和5年5月7日での事業終了の方向で今後調整する。

2 国、県に準じた対応について

(1) 高齢者施設等におけるマスク着用の考え方（指導監査課）

高齢者等重症化リスクが高い者が多く生活する高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(2) 保育所等におけるマスクの着用の考え方（公立保育所等：こども未来課）

- ① 子どもについて
 - ・ 2歳未満児のマスク着用は奨めない。
 - ・ 2歳以上児についても、マスクの着用は求めない。
 - ・ 基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じる。
- ② 職員について
令和5年3月13日以降のマスクの取扱いの詳細については、今後通知が予定されている業種別ガイドライン（保育所等＝「新型コロナウイルス感染症に関する保育所等に関するQ&A」）を踏まえて対応を検討する。

(3) 学校におけるマスクの着用の考え方（市立小中高校：学校教育課）

- ① 4月1日以降の学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とする。これらに係る留意事項等については、改めて文部科学省から通知予定のため、これによることとする。
- ② 令和5年3月31日までの卒業式以外の学校教育活動においては、従来通り、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、メリハリのあるマスク着用とする。
- ③ 卒業式におけるマスク着用については下記のとおりとする。
 - ・ 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
 - ・ 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。